

## 別記5 「企業区分」

以下の中小企業基本法における定義のうち、業種毎に定められた資本金または出資の総額、あるいは常時使用する従業員の数のうち、どちらか一方でも満たす場合は中小企業に分類し、どちらも満たさない場合は大企業に分類する。

業種の分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定を参照）

| 業種                    | 資本金または<br>出資の総額 | 常時使用する<br>従業員の数 |
|-----------------------|-----------------|-----------------|
| 製造業、建設業、運輸業<br>その他の業種 | 3億円以下           | 300人以下          |
| 卸売業                   | 3億円以下           | 300人以下          |
| サービス業                 | 5,000万円以下       | 100人以下          |
| 小売業                   | 5,000万円以下       | 50人以下           |

※会社法人に限らず、同程度の従業員規模以内の法人、個人事業主を含む。